

○玖珠町道路占用料徴収条例施行規則

平成17年3月31日

玖珠町規則第11号

(趣旨)

第1条 この規則は、玖珠町道路占用料徴収条例（昭和41年玖珠町条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の減免)

第2条 条例第4条の規定により、町長が行う占用料の減額又は免除については、別表に掲げるとおりとする。

(占用料減免の申請)

第3条 占用料の減額又は免除を受けようとする者は、玖珠町道路占用料減免申請書（別記様式）を町長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、別表備考に規定するものについては、この限りでない。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、道路占用料の徴収に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

減免対象	減額の率又は免除
(1) 国又は公共団体が公用又は公共用のため占有するとき。	免除
(2) 公益団体その他これに準ずるものが公用又は公共用のため占有するとき。	免除
(3) 道路敷に4メートル未満の道路橋を架設し、占有するとき。	10割以内
(4) かんがい用給排水管及び家庭用給排水管を埋設し、占有するとき。	10割以内
(5) 祝日、祭典、縁日等の際し、大売出しのため、7日以内に限り占有するとき。	10割以内
(6) その他公益上特別の理由があると認めるとき。	町長が定める率

備考

(1) 及び (2) に該当する場合にあっては、道路占用料減免申請書の提出を省略することができる。

別記様式（第3条関係）

別記様式(第3条関係)

玖珠町道路占用料減免申請書

町 道 名	
占用期間 (工事期間含む)	年 月 日から 年 月 日まで (日・月・年)間
占用の名称	
占用の規模	

以上のとおり、玖珠町道路占用料徴収条例第4条の規定により減免の申請をします。

(申請先)  
玖珠町長

住 所

氏名(社名)



担 当  
連絡先